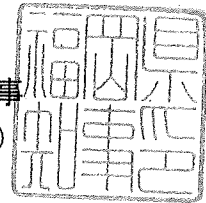


2 建 第 5 5 2 号
令和2年5月19日

公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会会長 }
福岡県宅建政治連盟会長 } 殿

福 岡 県 知 事
(建築指導課宅建業係)



中小事業者（テナント）に対する賃料の助成について（回答）

新型コロナウイルス感染症に係る標記要望（令和2年5月1日受付）につきまして、別紙のとおり回答いたします。

回答

要望事項

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に盛り込まれた地方自治体への1兆円の臨時交付金を活用し、コロナ感染で売り上げが減少した中小事業者(テナント)に対する賃料助成制度を創設すること

(1) 具体的内容

今般の新型コロナウイルス感染問題を受け、飲食店等を中心とする中小・小規模事業者は、休業もしくは大幅な営業縮小により売り上げが激減しており、事業継続のための維持費、とりわけ固定費の大部分を占める賃料の支払いが困難な状況となっております。

その結果、賃貸事業者(貸主)が、テナント(借主)から賃料の減免や支払い猶予等について相談を受けるケースが急増しており、去る3月31日付の国土交通省通知では、賃貸事業者に対し、賃料の支払いが困難なテナントへの柔軟な措置を検討するよう協力要請がなされたところであります。

しかしながら、賃貸事業者側もテナントからの賃料収入が途絶えれば金融機関への返済や納税等が立ちいかなくなり、最悪の場合、賃貸経営の継続が困難に陥るなど、極めて厳しい立場にあります。

つきましては、このような現状を踏まえ、先般閣議決定された地方自治体への臨時交付金を活用し、中小事業者(テナント)に対する賃料の助成制度を創設し、当該助成金が賃料の支払いに確実に充てられるよう是非ともご検討願います。

このような危機的な状況をご勘案賜り、テナントのみならず、中小賃貸事業者の窮状にもご配慮いただき、双方が今後とも持続的に経営が続けられるよう特段のご高配をお願い申し上げます。

(2) 県の回答

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本当に多くの事業者が影響を受けています。

売上が50%以上減った事業者は、国から「持続化給付金」が支給されることによって一定範囲、支援が受けられるが、感染症拡大の影響を受けているものの、売上減少が50%未満の事業者には何も支援がない状況です。

そこで、本県としては、国の給付金の対象とならない、売上が30%以上50%未満減った事業者を対象に、事業全般に広く使用できる「福岡県持続化緊急支援金」によって最大50万円の支援を行うこととしています。

こうした国と県の支援により、県内中小企業者等14万5千のうち、7割近い約10万をカバーできると考えています。

国及び県が一体となって、県内の幅広い事業者の事業継続を支援することで、広範囲に県の地域経済を支えていきます。

また、事業継続や新たな販路開拓等に向けて支援するために、家賃、リース料、人件費などの固定費に対する補助等の休業補償について、地域・団体の要望等を十分踏まえ、国において十分なる手当をしていただくようこれからも力強く働きかけてまいります。

あわせて、全国知事会を通じて、家賃軽減等の法的措置の制度化や支援制度の創設について要望を行っています。

担当課（室）

中小企業振興課

商工政策課

担当者・内線

地域経済係

予算・重点班

山北（内線 3668）

佐々木（内線 3614）